

浜中町一般区域の届出対象行為

浜中町一般区域の届出対象行為を、以下のとおり設定します。

行為の種類		一般区域の届出対象行為	
建築物	新築又は移転	H : 13m 又は A : 2,000m ² を超えるもの	
	増築又は改築	※増改築前の規模か、既に対象規模を超えている、増改築する床面積の合計か、10m ² 以下の場合は対象外	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築又は移転の届出か、必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの	
工作物	さく、塀、擁壁等	H : 5m を超えるもの	
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等	H : 15m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さか、15m を超えるもの
		風力発電設備	
		煙突等	
	新設又は移転	物見塔等	H : 13m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ 5m かつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 13m を超えるもの
		彫刻、記念碑等	
		観覧車、コースター等	
		立体的施設(駐車場等)	
		製造施設(プラント等)	H : 13m 又は A : 2,000m ² を超えるもの
		貯蔵・処理施設	
		汚物処理施設、ごみ焼却施設等	
		太陽電池発電設備	規模高さに関わらず、届出対象 ※ただし、総発電出力 10 キロワット未満の太陽電池発電設備(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を除く。)、又は居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する場合は対象外
	増築・改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ※ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が 10m ² 以下の場合は対象外	
修繕、模様替え	新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		S : 10,000m ² 又は、のり面・擁壁 H : 5m を超えるもの	

H:高さ A:延べ面積(工作物は築造面積) S:開発区域面積